第１章　計画策定の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

本道の農業・農村は、先人のたゆみない努力により、厳しい気象条件を克服しながら発展し、今日では、豊かな自然と広大な土地を活かした大規模で専業的な農業経営の下、安全・安心で良質な食料を安定的に生産・供給するとともに、食品加工や観光などの産業と深く結び付き、本道の基幹産業として我が国の食や地域経済を支える重要な役割を担っています。さらに、洪水の防止や水源のかん養、美しい農村景観の形成など、国土や環境を保全する多面的な機能を発揮しながら、道民の生活に豊かさと潤いをもたらしています。

近年、世界的な人口増加による食料需要の増加に加え、不安定な国際情勢や地球規模の気候変動などを背景に食料の安定供給への懸念が高まる中、食料自給率が200％を超え、我が国の食料供給地域である本道が果たしていく役割は、ますます大きくなっています。一方、本道の農業は、人口減少に伴う農業者の減少や高齢化、これに伴い深刻化する人手不足や地域コミュニティ機能の低下、さらには農業生産資材価格の高止まりや地球温暖化に伴う気候変動、高病原性鳥インフルエンザの発生など、様々な課題や環境の変化に直面しており、これらに的確に対応していくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、この計画は、持続的に発展していく本道の農業・農村の将来像を「めざす姿」として示し、その実現に向けた施策を市町村や農業者、消費者、関係団体などと連携して総合的に推進していくための共通の指針として策定します。

２　計画の性格

(1)　農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道農業・農村振興条例（平成９年北海道条例第10号。以下「条例」という。）第６条に基づいて平成９年度（1997年度）から策定しており、これまで５回にわたり見直しを行っています。

(2)　おおむね10年後の農業・農村の目指す将来像を示すとともに、その実現に向けた当面の施策の展開方向を示すなど、本計画は、道農政の中期的な指針としての役割を果たすものであり、市町村や関係団体などが、地域の実情に即した主体的な取組を行う際に、参考として活用することを期待するものです。

(3)　国などに対して、本道の実情に即した農業・農村の振興に関する政策提案や制度の改善要望を行う際の施策の基本的な方向を示したものです。

(4)　「北海道総合計画」（令和６年７月策定）の特定分野別計画として、農業分野における施策の基本的な方向などを明らかにするものであり、食の安全・安心の確保など、ほかの特定分野別計画や関連する重点戦略計画と連携を図るとともに、担い手の育成・確保や農産物の生産振興、農業農村整備の推進など施策別計画を策定している分野については、その施策別計画に基づいて具体的な施策を推進します。

３　計画期間

令和８年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの５年間とします。

なお、農業情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、道民や北海道農業・農村振興審議会の意見を聴いて、期間中においても計画を機動的に見直すなど、必要な措置を講じることとします。

北海道総合計画

長期的な展望に立って道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画

一体的に推進

特定分野別計画

特定分野における政策の基本的な方向などを明らかにする計画

北海道農業・農村振興推進計画

＜施策別計画＞

- 北海道農業農村整備推進方針
- 北海道農業振興地域整備基本方針
- 北海道農業経営基盤強化促進基本方針
- 北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針
- 北海道スマート農業推進方針
- 北海道果樹農業振興計画
- 北海道花き振興計画
- 北海道酪農・肉用牛生産近代化計画
- 北海道家畜改良増殖計画
- 北海道クリーン農業推進計画
- 北海道有機農業推進計画
- 農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画
- 北海道家畜排せつ物利用促進計画
- 北海道食育推進計画

連携

[重点戦略計画]

特定分野別計画のうち、
重点的、分野横断的に政策を推進する計画

- 北海道創生総合戦略
- 北海道強靭化計画
- 北海道 Society5.0 推進計画
- ゼロカーボン北海道推進計画

連携

- 北海道グローバル戦略
- 北海道食の輸出拡大戦略
- 北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン
- 北海道食の安全・安心基本計画　など

連携

連携

食料・農業・農村基本計画(国)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
中期計画